

中野区

パートナーシップ宣誓の手引き

中野区では、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることができる地域社会を実現することを目指し、パートナーシップの関係にあるおふたりからの届出により、宣誓書及び確認書受領証や公正証書等受領証を交付する「中野区パートナーシップ宣誓」の取組を平成30年（2018年）8月20日から実施しています。

この受領証は、提示等によって法律上の権利・義務などを付与する効果を生じさせるものではありませんが、区は、この取組の趣旨について区民や事業者の理解が広がるよう取り組んでいきます。

<問合せ先・各種手続き受付窓口>

中野区企画部企画課

平和・人権・男女共同参画係（区役所4階9番窓口）

住所：〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号
(書類提出先)

電話：03-3228-8229

ファクス：03-3228-8860

ホームページ：<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d026072.html>

パートナーシップ宣誓 主な手続き早見表

●区に提出するもの ◇区から交付するもの

こんな時は…	手続き	交付	ページ	
これから宣誓する方				
<input type="checkbox"/> 宣誓をしたい 宣誓書等受領証の 交付を受けたい 《宣誓》	書類提出 ●宣誓書 ●確認書 ●住民票の写し ●戸籍抄本 ●(交付申請書) ●(公正証書等)	宣誓 区役所で 宣誓	交付 ◇宣誓書 等受領証 ◇(公正証 書等受領 証)	4
<input type="checkbox"/> (公正証書等受領証 の交付を併せて受 けたい)《交付申請》	事前連絡・調整 (希望日時)			
既に宣誓済みの方				
<input type="checkbox"/> 公正証書等受領証 の交付を受けたい (既に提出している 公正証書等の内容 を変更・追加した い)《交付申請》	書類提出 ●交付申請書 ●公正証書等 ●住民票の写し ●戸籍抄本	交付 ◇公正証 書等受領 証	6	
<input type="checkbox"/> 氏名や住所が変わ った <input type="checkbox"/> 受領証を紛失した 破いた・汚した 《再交付申請》	書類提出 ●再交付申請書 ●住民票の写し ●戸籍抄本	返還 ●宣誓書等 受領証 ●(公正証 書等受領 証)	交付 ◇宣誓書 等受領証 ◇(公正証 書等受領 証)	8
<input type="checkbox"/> 要件を満たさなく なった (区外転出等) 《返還》	事前連絡・調整 (希望日時)	返還 ●返還届 ●全ての受 領証	10	

※住民票の写しは、世帯全員のもので続柄がのったものをご用意ください。

※各種手続きにおいて、住民票の写しや戸籍抄本を区に提出した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請や再交付申請を行う場合は、氏名・住所変更の場合を除き住民票の写しや戸籍抄本の添付は不要です。詳しくは6・8ページをご覧ください。

目次

1	パートナーシップとは【定義】	1
2	パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】	1
3	各種手続きにあたっての事前連絡・調整	2
4	初めてパートナーシップ宣誓をする場合 (公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む)	4
5	パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領 証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合	6
6	住所・氏名を変更した場合や受領証を紛失した、汚した場合等 (受領証の再交付)	8
7	受領証を返還する場合	10
8	宣誓書等の代筆	11
9	本人確認書類	11
10	通称の使用	11

1 パートナーシップとは【定義】

《要綱第2条第1項第1号》

おふたりが「パートナーシップの関係にある」とは、次の場合をいいます。

《中野区におけるパートナーシップの定義》

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者に係る社会生活関係をいう。

2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】

《要綱第3条》

おふたりが、次の全てに該当していることが必要です。

- パートナーシップの関係にあること ⇒「1 パートナーシップとは【定義】」
- 宣誓を行う当日に20歳以上であること。
- 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 双方が区内の同一所在地に住所を有している。
 - ・ 一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している。
 - ・ 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している。
- 双方に配偶者等がないこと。
- 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係》

- ・ 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- ・ 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・ 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 各種手続きにあたっての事前連絡・調整

《要綱第 11 条》

パートナーシップ宣誓の各種手続きを希望する方は、必ず、事前に電話または区役所窓口にて、希望する手続きや日時等をお知らせください。事前連絡の期日は、下表のとおりです。

連絡先

中野区企画部企画課

平和・人権・男女共同参画係（区役所4階9番窓口）

《電話》03-3228-8229

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

《手続き別の事前連絡期日》

手続きの内容	事前連絡期日 (土日祝日は日数計算に含みません)
初めてパートナーシップ宣誓をする場合	宣誓・受領証交付希望日の14日前まで
受領証を返還する場合	返還希望日の3日前まで
上記2つ以外の手続きをする場合	手続き希望日の10日前まで

《事前連絡期日が14日前の手続きを行う場合》

※曜日の下の数字は、手続き日までの日数

事前連絡														→							手続き日	
月	火	水	木	金	祝	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
1	2	3	4	—	—	—	5	6	7	8	9	—	—	10	11	12	13	14	—	—	当日	

— 事前連絡・調整の際に確認させていただく内容 —

- 事前連絡の際には、次の表の内容についてお伺いします。
- 宣誓・受領証交付日時等については、ご希望を踏まえて、調整しますが、予約状況等によっては、ご希望に沿えない場合もあります。

《事前連絡内容》

項目	内容
1 希望する手続きの内容	次の中から、希望する手続きをお知らせください。 <input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（宣誓のみ） <input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（公正証書等受領証の交付を併せて受けたい） <input type="checkbox"/> 既に宣誓をしており、公正証書等受領証の交付を受けたい <input type="checkbox"/> 既に提出している公正証書等の内容を変更・追加したい <input type="checkbox"/> 氏名や住所が変わった、受領証を紛失した・破いた・汚した <input type="checkbox"/> 要件を満たさなくなった（区外転出等）
2 手続きをする予定のおふたりの氏名	戸籍上の氏名をお知らせください。 ※宣誓時、氏名と併せて通称を使用予定の場合はお知らせください。 通称を使用する場合、受領証には通称が表示されず
3 手続きをする予定のおふたりの住所	お住まいになっている区内の同一住所をお知らせください。 ※「一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している」場合や、「双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している」場合は、手続き方法をご案内します。
4 書類提出予定日及び提出方法（持参または郵送）	書類を提出する予定日と、提出方法〔持参または郵送（一般書留または簡易書留）〕をお知らせください。
5 宣誓・受領証交付・再交付・返還希望日（各種手続き希望日）	希望日は、事前連絡期日（2ページ）を踏まえたうえで、以下の日時からお選びください。区で調整させていただきます。 ・月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時※ ※第2・4火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後8時まで
6 日中ご連絡がつく電話番号	おふたりの電話番号をお知らせください。
7 その他	以下の場合はお知らせください。 <input type="checkbox"/> 区に提出する書類を自署できない場合 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、運転免許証や、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書で本人の顔写真が貼付されたものがない場合 <input type="checkbox"/> 宣誓・受領証の交付等を個室ではなく、窓口において行うことを希望される場合

手続き予定内容やおふたりの状況に応じて、上記以外にも区から確認させていただく場合があります。

- 宣誓・受領証の交付等の希望日時は、下記の受付時間帯よりお選びください。

《宣誓・受領証交付等の受付時間》

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時※
 ※第2・4火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後8時まで

※事前提出書類に不備・不足がある場合や、予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。

4 初めてパートナーシップ宣誓をする場合

(公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む) 《要綱第4条・第5条》

事前連絡から宣誓及び受領証交付までには、14日間を要します。

事前連絡・調整 (宣誓の14日前までに)

事前に、電話または区役所窓口にて、手続き希望日等をお知らせください。
⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡・調整」



書類提出 (事前連絡・調整後～宣誓の7日前までに)

次の書類を、持参または郵送(一般書留または簡易書留)により、ご提出ください。

- パートナーシップ宣誓書(第1号様式)
- パートナーシップの宣誓に関する確認書(第2号様式)
- 世帯全員の住民票の写し(続柄をのせてください)
※発行から3か月以内のもの。同一世帯の場合は1通で可。
- (転入を予定している方)その事実が確認できる書面(5ページ参照)
- 戸籍抄本 ※発行から3か月以内のもの。外国籍の方については、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。

⊕ 《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の書類の他に、以下の書類をご提出ください。

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書(第4号様式)
- 公正証書等

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

※公正証書等を除き提出書類は返却しません。



内容確認(区)

区は、提出された書類について、パートナーシップ宣誓の要件を満たしているか確認します。

- 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。



宣誓

宣誓されるおふたりで、区役所（4階9番窓口）にお越してください。

- 本人以外の方、おひとりだけでの宣誓はできません。
- 本人確認書類を提示のうえ、宣誓を行います。（宣誓要件及び宣誓の意思を確認することをもって「宣誓」としますが、ご希望に応じて誓いの言葉を述べること（宣誓文の読み上げ）もできます。）

※本人確認書類は、11ページをご覧ください。

※プライバシー保護の観点から、原則として、個室をご用意しますが、個室利用のご希望がなく、窓口にて宣誓及び受領証の交付を受けたい場合は、事前連絡の際にお知らせください。

受領証の交付

区は、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証（第3号様式）」2部に、宣誓書及び確認書の写しを添えて交付します。

- 公正証書等受領証の交付申請をされた方には、「パートナーシップ公正証書等受領証（第5号様式）」2部を併せて交付します。公正証書等は、区で写しをとったうえで返却します。

— 宣誓時点で、区内の同一所在地に住所を有していない場合 — “その事実が確認できる書面”をご提出ください。

住所の要件について、次に該当する方は、売買契約書や賃貸借契約書の写し等、予定住所に居住することが確認できる書面をご提出ください。

- 一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している。
- 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している。

上記の方について、中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第3条各号に定める他の要件を満たしていると区長が認めるときは、住所欄に「予定住所」である旨を記した受領証を交付します。

転入等の後、すみやかに世帯全員の住民票の写しを提出してください。住民票の写しを確認の上、改めて受領証を交付します。

5 パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合 《要綱第5条》

この申請は、区から「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証（第3号様式）」の交付を受けた方のみ行うことができます。事前連絡から公正証書等受領証交付までには、10日間を要します。

事前連絡・調整（交付の10日前までに）

事前に、電話または窓口にて、手続き希望日等をお知らせください。⇒「3各種手続きにあたっての事前連絡・調整」

書類提出（事前連絡・調整後～交付の7日前までに）

次の書類を、持参または郵送（一般書留または簡易書留）により、ご提出ください。

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第4号様式）
- 公正証書等
- 世帯全員の住民票の写し（続柄をのせてください）
※発行から3か月以内のもの。同一世帯の場合は1通で可
- 戸籍抄本 ※発行から3か月以内のもの。外国籍の方については、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類（発行から6ヶ月以内のもの）とその日本語訳。

※「世帯全員の住民票の写し」と「戸籍抄本」（婚姻要件具備証明書等も同様）は、区に当該書類を提出した日の翌日から起算して6か月以内にする交付申請の場合は添付不要です。

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

※公正証書等を除き提出書類は返却しません。

内容確認（区）

区は、提出された書類について、公正証書等受領証交付申請の要件を満たしているか確認します。

●書類に不備や不足等がある場合等は、受領証交付までお時間をいただくことがあります。

受領証の交付

区は、「パートナーシップ公正証書等受領証（第5号様式）」2部を交付します。受領の際には、本人確認書類（11ページ参照）を窓口にお持ちください。公正証書等は、区で写しをとったうえで返却します。

— 公正証書等受領証を交付する公正証書等の例 —

● 以下のいずれかのことが明記された「合意契約公正証書」または「公証人の認証を得た書面（宣誓認証・私文書認証）」

- ・ パートナーシップの関係にあること
- ・ 互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意していること
- ・ 療養看護にかかる委任
- ・ 財産管理等に係る委任
- ・ その他委任

例）パートナーシップの関係にある相手の親や子の療養看護にかかる委任等

● 任意後見契約公正証書

— 既に提出している公正証書等の内容を変更したい（追加を含む） —

《要綱第5条第3項・第4項》

パートナーシップ公正証書等受領証（第5号様式）の交付を受けた方が、既に提出している公正証書等の変更、変更をする場合は、「5 パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合」と同様の手続きをしてください。

※公正証書等受領証の交付を希望する公正証書等を改めてご提出ください。

※公正証書等受領証の交付に当たっては、既におふたりに交付した公正証書等受領証を返還してください。

6 住所・氏名を変更した場合や受領証を紛失した、汚した場合等 (受領証の再交付)

《要綱第6条》

区から「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証(第3号様式)」や「パートナーシップ公正証書等受領証(第5号様式)」の交付を受けた方で、住所(区内転居)、氏名を変更した場合は、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証等再交付申請書(第6号様式)」により受領証の再交付申請をしてください。事前連絡から受領証の再交付までには、10日間を要します。

再交付にあたっては、原則として、既に交付済の受領証等をご返還いただきます。受領証を紛失、毀損・汚損した場合も、再交付申請ができます。

事前連絡・調整 (再交付の10日前までに)

事前に、電話または窓口にて、手続き希望日等をお知らせください。⇒「3各種手続きにあたっての事前連絡・調整」

書類提出 (事前連絡・調整後～再交付の7日前までに)


次の書類を、持参または郵送(一般書留または簡易書留)により、ご提出ください。

- パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証等再交付申請書(第6号様式)
- 世帯全員の住民票の写し(続柄をのせてください)
※発行から3か月以内のもの。同一世帯の場合は1通で可
- 戸籍抄本 ※発行から3か月以内のもの。外国籍の方については、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることが証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。
※「世帯全員の住民票の写し」と「戸籍抄本」(婚姻要件具備証明書等も同様)は、区に当該書類を提出した日の翌日から起算して6カ月以内にする交付申請の場合は添付不要です。ただし、

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

※提出書類は返却しません。

内容確認（区）



区は、提出された書類について、受領証再交付の要件を満たしているか確認します。

- 書類に不備や不足等がある場合等は、受領証再交付までお時間をいただくことがあります。

受領証の再交付

既に交付済の受領証等をご返還いただいた後、区は、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証（第3号様式）」または、「パートナーシップ公正証書等受領証（第5号様式）」を2部再交付します。受領の際には、本人確認書類（11ページ参照）を窓口にお持ちください。

7 受領証を返還する場合

《要綱第8条》

区から「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証(第3号様式)」や「パートナーシップ公正証書等受領証(第5号様式)」の交付を受けた方で、次の場合は、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証等返還届(第7号様式)」により、すみやかに受領証を区に返還してください。

- 宣誓の要件(※)を満たさなくなったとき。
※「2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】(1ページ)」参照
- 宣誓者の一方が死亡したとき。
- 双方が提出した宣誓書及び確認書の取下げを希望するとき。

事前連絡・調整 (返還の3日前までに)

事前に、電話または窓口にて、手続き希望日等をお知らせください。⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡・調整」

返還届 (事前連絡・調整後～)

次の書類を、窓口にお持ちください。

- パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証等返還届(第7号様式)
- 区から交付を受けた受領証(おふたり分)

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

受領証の返還

返還の際には、本人確認書類(11ページ参照)をお持ちください。
おひとりで手続きをした場合は、おふたりの住所宛に受領証の返還を受けた旨を通知します。

8 宣誓書等の代筆

おふたりまたは一方が、パートナーシップ宣誓の手続き書類における氏名欄に自ら記入できないときは、おふたりの立ち会いの下で、他の方に代筆させることができます。代筆を希望する場合は、その旨を「事前連絡・調整」の際にお知らせください。

ただし、宣誓や申請等は、ご本人が区に行う必要があります。代理の方が本人に代わって宣誓や申請等を行うことはできません。

9 本人確認書類

《要綱第9条》

パートナーシップ宣誓の手続きにおいては、以下のいずれかの書類で本人確認を行います。

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

10 通称の使用

《要綱第10条》

区から交付する「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証（第3号様式）」や「パートナーシップ公正証書等受領証（第5号様式）」に表示する氏名について、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（通称）の使用を希望するときは、各種手続き書類に記入する氏名について、戸籍上の氏名と通称を併記することができます。

通称を使用する場合は、通称を日常的に使用している事が分かる書類（通称あてに届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

通称を使用する場合、受領証には当該通称を表示します。

※受領証に通称を表示することにより、提示先から戸籍上の氏名を確認する書類の提示等を求められることがあります。

「中野区パートナーシップ宣誓の手引き」

平成30年（2018年）8月15日発行

令和2年（2020年）4月1日最終改定

中野区企画部企画課 平和・人権・男女共同参画係